

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成19年4月12日(2007.4.12)

【公開番号】特開2004-323112(P2004-323112A)

【公開日】平成16年11月18日(2004.11.18)

【年通号数】公開・登録公報2004-045

【出願番号】特願2004-126774(P2004-126774)

【国際特許分類】

B 6 5 B 11/02 (2006.01)

B 6 5 B 13/12 (2006.01)

【F I】

B 6 5 B 11/02

B 6 5 B 13/12

【手続補正書】

【提出日】平成19年2月23日(2007.2.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

固定基部上に支持されるとともに垂直な直立支柱(2)を備える機械フレーム(1)と、前記直立支柱(2)により案内されながら垂直方向において上下に移動されるべく配置された揚動フレーム(3)と、

前記揚動フレーム(3)を移動する動力手段(4)と、

前記揚動フレーム(3)とともに移動可能とされるべく前記揚動フレーム(3)上に支持された円形案内軌道(5)と、

箔帯状体ロール(7)が回転可能に取付けられことができる箔供給器(6)であって、梱包対象物のまわりで前記円形案内軌道(5)により案内されてリング状経路上で円運動することで前記箔帯状体ロールからプラスチック箔帯状体(F)を供与して梱包対象物のまわりに包装体を形成すべく配置された箔供給器(6)と、

把持/切断デバイス(11)であって、

デバイス・フレーム(12)と、

水平位置(1)と直立位置(11)との間で回動可能とされるべく第1継手(14)により前記デバイス・フレームに対して接続された第1揺動アーム(13)であって、前記箔帯状体を把持かつ保持する第1保持デバイス(15)と前記箔帯状体を切断する切断デバイス(16)とを備えた第1揺動アーム(13)と、

水平位置(1)と直立位置(11)との間で回動可能とされるべく前記第1継手(14)から所定距離に配設された第2継手(18)により前記デバイス・フレームに対して接続された第2揺動アーム(17)であって、狭幅化された箔帯状体を把持かつ保持する第2保持デバイス(19)を備える第2揺動アーム(17)と、

を備える把持/切断デバイス(11)と、

を備える、対象物の回りにプラスチック箔帯状体(F)を包装する包装機において、

前記把持/切断デバイス(11)は前記揚動フレーム(3)とともに垂直に移動可能とされるべく前記揚動フレーム(3)に連結されることを特徴とする、包装機。

【請求項2】

前記包装機は、前記箔供給器(6)に接続された畳み寄せデバイス(20)であって前記箔供

給器から供与された箔帯状体を全幅より狭い幅へと縮小する畳み寄せ手段(21、22)を有する畳み寄せデバイス(20)を備え、且つ、

前記保持デバイス(15、19)は細紐状に狭幅化された箔帯状体を把持し得ることを特徴とする、請求項1に記載の包装機。

【請求項3】

前記保持デバイス(15、19)は、

揺動アーム(13、17)の端部に載置されたチャック(23)と、

細紐状に狭幅化された箔帯状体を前記チャック(23)と当該クラッチ(24)との間に押圧するために前記チャック(23)に対して接近したり離間したりするよう移動可能とされるべく前記揺動アーム(13、17)により案内されるクラッチ(24)と、

前記クラッチ(24)を作動する第1動力手段(25)とを備えることを特徴とする、請求項2に記載の包装機。

【請求項4】

前記第1揺動アーム(13)に含まれる前記切断デバイス(16)は細紐状に狭幅化された箔帯状体を切断により切離する切断刃(26)を備えることを特徴とする、請求項3に記載の包装機。

【請求項5】

前記揚動フレーム(3)は、包装対象物に対して前記把持/切断デバイスを接近したり離間したりするよう移動すべく前記デバイス・フレーム(12)が当該案内レール(27、28)に沿い水平に移動され得る実質的に水平な案内レール(27、28)と、前記デバイス・フレーム(12)を移動する第2動力手段(29)とを備えることを特徴とする、請求項1から請求項4のいずれか一つの請求項に記載の包装機。